

令和6年度 鹿児島県保育士修学資金の御案内

保育士の養成確保を図るため、保育士養成施設（以下「養成施設」という。）で修学し、保育士の資格取得後に鹿児島県内の保育施設等で保育業務等に従事する意思を有する学生に対して、修学資金（無利子）を貸し付けます。

この貸付金は、養成施設を卒業後、鹿児島県内の保育施設等で5年間保育士業務に従事した場合、返還が全額免除されます。

1 応募資格 次の（1）～（5）を全て満たす方

（1）①鹿児島県内の養成施設に在学している方

○対象養成施設 9校

- ・鹿児島純心大学
- ・鹿児島国際大学
- ・第一幼児教育短期大学
- ・神村学園専修学校
- ・龍桜高等学校
- ・鹿児島女子短期大学
- ・鹿児島純心女子短期大学
- ・鹿児島キャリアデザイン専門学校
- ・奄美看護福祉専門学校（※県外指定保育士養成施設通信課程併修）

②鹿児島県外の養成施設に在学している方

- （2）学業成績などをもとに養成施設の長が推薦する方
- （3）家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方
- （4）他の都道府県の本修学資金及び他の奨学金の貸付を受けていない方※
- （5）養成施設を卒業後、鹿児島県内の保育施設等で保育業務等に従事しようとする方
※併用ができる奨学金等については、お問い合わせください。

2 貸付条件等

（1）貸付額

- ①修学資金（月額） 50,000円以内
- ②入学準備金（入学時） 200,000円以内
- ③就職支度金（卒業時） 200,000円以内

- （2）貸付利子 無利子（返還期間を過ぎた場合は、年3.0%の延滞利子）
- （3）貸付期間 正規の修学期間（ただし、月額20万円の範囲内）
- （4）貸付時期

- ①修学資金は半年毎にまとめて貸付
- ②入学準備金は修学資金の初回貸付時、就職支度金は卒業時に貸付

（5）送金方法

借受人が指定する金融機関の口座に振り込む

3 資金の返還免除

養成施設を卒業後1年以内に、保育士の登録を行ったうえで、鹿児島県内（注1）の保育施設等において、保育業務等（注2）に5年間（注3）従事した場合

（注1）東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県、熊本県）を含みます。

（注2）従事した仕事が保育士の業務でなければ免除対象になりません。

（注3）過疎地域で従事する場合は3年間、養成施設入学時45歳以上で離職後2年以内の方（中高年離職者）は3年間

4 資金の返還方法等

(1) 返還が必要な場合

①養成施設を退学した場合

②養成施設を卒業後、1年以内に保育士の登録を行わず、または、上記3の期間、県内等で保育業務に従事しなかった場合

(ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合は、免除対象期間には算入しないが、保育業務に従事しているものとみなす)

(2) 返還期間 貸付期間の2倍の期間内

(3) 返還方法 一括又は月賦で返還(指定口座に振り込む)

5 申請書類

(1) 貸付申請書

(2) 養成施設の推薦書

(3) 世帯全員及び連帯保証人の住民票(本籍地を記載したもの)

(4) 世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書及び課税証明書

(5) 個人情報取扱同意書

(6) 離職時期が分かる離職票又は離職証明書等(中高年離職者の方に限る)

6 連帯保証人

(1) 連帯保証人が1人必要

ただし、借受人が未成年(18歳未満)の場合は、法定代理人(父母、親権者等)を含め2人必要(うち1人は、法定代理人以外の者とする)

(2) 法定代理人以外の連帯保証人は、保障能力があり、生計を別にする方

(3) 連帯保証人を法人とする場合は、財務状況が確認できる書類、法人の印鑑証明、連帯保証の意思決定議事録等が必要

7 申請手続き

(1) 養成施設への書類の提出

在学する養成施設に、上記5の書類を提出する

提出期間については、養成施設へ要確認

(2) 養成施設から鹿児島県社会福祉協議会への書類の提出

令和6年4月1日(月)～令和6年5月17日(金)

8 問合せ先

申請手続きや提出書類等については、下記か養成施設に問合せください

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 生活支援部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7(県社会福祉センター内)

TEL:099-214-3701 FAX:099-214-3812